



出産育児一時金 直接支払制度のお知らせ



—出産に伴う費用の負担が軽減されます—

出産に伴う費用は高額となり、経済的負担も大きなものですが、経済的負担を軽減し安心して出産ができるように、ご加入の健康保険から支給されるのが「出産育児一時金」です。

「出産育児一時金直接支払制度」とは、病院から請求される出産費用について原則42万円の範囲内で健康保険が病院に出産育児一時金を直接支払い、患者さんは出産育児一時金を上回った金額を病院へお支払いいただくもので、退院時に多額の現金等を用意する必要がなくなります。

◆直接支払制度ご利用のお手続きは…

妊娠34週頃、産科外来受診時に外来窓口にて直接支払制度利用の合意書をお渡しします。
内容をよくお読みいただき、必要事項にご記入、ご署名いただければ手続きは完了です。

◆直接支払制度をご利用いただくと…

(例)
出産費用が45万円だった
場合・・・
出産育児一時金の42万円
を上回った3万円を退院時
に窓口でお支払いいただき
ます。



※出産費用が42万円より少なかった場合は、差額を健康保険から受け取れます。

健康保険の種類によって請求手続きが異なりますので、詳しいお手続きについては健康保険または勤務先のご担当の方へお問い合わせ下さい。

当院では原則、直接支払制度をご利用いただくことをお願いしておりますが、直接支払制度を利用せず、ご自分で健康保険に支給申請することもできます。この場合、退院時に出産費用全額を窓口でお支払いいただくこととなります。



詳細は事務部医事担当（代表0263-92-3027）へお問い合わせ下さい。